

和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

定価(送料共)1か月2,200円

次(*については県例規集登載事項)

〇 規則

*11 和歌山県報発行規則の一部を改正する規則

(総務学事課)

(総務学事課)

(地域づくり課)

- *12 和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則 の一部を改正する規則 (障害福祉課)
- *13 和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正す る規則 (医務課)
- *14 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則 (出納室)
- *15 違法駐車車両を移動した場合の負担金を定める規則 の一部を改正する規則 (警察本部)

○ 公安委員会規則

- *2 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則
- *3 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則

*246 和歌山県報販売規程の廃止

247 地籍調査の成果の認証

〇 告示

248 "

249 "

250	n	(")
251	n	(")
252	n	(")
253	n	(")
254	n	(")
255	障害者の雇用の促進等に関する法律	き の	規定	に、	よる	業
彩	を行う者の指定		(労働	协政	(策	課)
256	家畜伝染病予防法による監視伝染症	可の	発生	を	予防	与す
Z	ための検査の実施			(畜	産	課)
257	家畜伝染病予防法による監視伝染症	可の	発生	を	予防	与す
Z	ための注射の実施			(")
258	保安林予定森林		(森林	木整	備	課)
259	"		(")
260	"		(")
261	"		(")
262	道路の区域変更		(道路	各保	全	課)
263	道路の供用開始		(")
264	道路の区域変更		(")
265	道路の供用開始		(")
266	道路の区域変更		(")
267	道路の供用開始		(")

268 土砂災害警戒区域の指定

(砂防課)

269 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指 定 (")

270 道路の位置の指定

(都市政策課)

270 追陷の位直の指定

(")

272 一般競争入札による落札者の決定(総務事務集中課)

〇 訓令

271 "

*3 漁業取締船員服務規程の一部を改正する訓令

(資源管理課)

○ 監査公表

監査公表第4号

規 則

和歌山県規則第11号

和歌山県報発行規則の一部を改正する規則を次のように 定める。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県報発行規則の一部を改正する規則

和歌山県報発行規則(昭和25年和歌山県規則第66号)の一部を次のように改正する。

第3条中「別記第1号様式」を「別記様式」に改める。 第7条を次のように改める。

(県報の閲覧)

- 第7条 県報は、知事が定める場所に備え置き、知事が必要と認める期間、県民の閲覧に供する。
- 2 知事は、前項の知事が定める場所を告示するものとする。
- 3 第1項の規定によるほか、県報は、インターネットを利用する方法により、知事が必要と認める期間、県民の閲覧に供するものとする。

第7条の2から第9条までを削る。

第10条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、県報に登載すべき一件当たりの原稿量が著し く多いものその他編集に相当の期間を要すると認められ るものにあっては、あらかじめ総務学事課長に協議しな ければならない。

第10条第2項中「第1項の」を「前項に規定する」に改め、 同条を第8条とし、第11条を第9条とする。

第12条中「うえ」を「上」に改め、同条を第10条とする。

第13条を削る。

第14条中「第11条第1項ただし書」を「第9条第1項ただ

		し書」に、「において、原稿用紙に正誤事項を記載し、これを総務学事課に回付して」を「が総務学事課に」に改め、同条を第11条とする。 第15条中「調整し、」を削り、同条を第12条とする。 別記第1号様式及び別記第2号様式を削り、附則の次に次の様式を加える。	

別記様式(第3条関係) 和歌山県報 第 号 年 月 日(曜日)



和歌山県報

発行 和 歌 山 県 和歌山市小松原通一丁目1番地 毎週火、金曜日発行

日本工業規格 A 列 4 番

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第12号

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則 の一部を改正する規則

和歌山県障害者支援施設設置及び管理条例施行規則(平成20年和歌山県規則第11号)の一部を次のように改正する。

第2条の表和歌山県立中紀福祉センター由良みのり園の項中「35人」を「30人」に改め、同表和歌山県立中紀福祉センター南紀あけぼの園の項中「和歌山県立中紀福祉センター」を「和歌山県立南紀福祉センター」に、「45人」を「40人」に改める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 和歌山県医師確保修学資金貸与規則の一部を改正す る規則

和歌山県医師確保修学資金貸与規則(平成18年和歌山県 1項を次のように改める。規則第67号)の一部を次のように改正する。 前条の規定による事

第4条第1項の表中「月額20万円」を「月額15万円」に、 「月額15万円 | を「月額10万円 | に改める。

第11条第3項中「医師確保修学資金貸与取消通知書」を「医師確保修学資金貸与決定取消通知書」に改める。

改める。

別記第15号様式中「医師確保修学資金貸与取消通知書」 を「医師確保修学資金貸与決定取消通知書」に、「から貸 与」を「からの貸与の決定」に改める。

附則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この規則の施行の日以 後に初めて貸与の決定を受けた者から適用し、同日前に 貸与の決定を受けた者については、なお従前の例による。

和歌山県規則第14号

和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 和歌山県会計職員に関する規則の一部を改正する規 則

和歌山県会計職員に関する規則(昭和39年和歌山県規則第27号)の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第 1項を次のように改める。

出納員その他の会計職員に交替のある場合において、前任者(現に出納員その他の会計職員である者をいう。 以下同じ。)は、交替の日までにその事務を後任者(新たに出納員その他の会計職員となる者をいう。以下同じ。)に引き継がなければならない。

第14条第3項中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第4項中「があった」を「がある」に、「であった者は、廃止の日から10日以内」を「は、廃止の日まで」に、「なった」を「なる」に改める。

第15条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第 1項を次のように改める。

前条の規定による事務の引継ぎを行う場合において、 前任者は、その事務に係る現金、有価証券、物品、書類、 帳簿、帳票その他の物件について事務引継書(別記第1 号様式)を2通作成し、後任者とともに現品と照合した 後、当該事務引継書に引継年月日を記載してこれに連署 押印し、各自その1通を保存しなければならない。

第15条第2項中「引継の日」を「引継ぎの日」に、「年月日」を「引継年月日」に、「引継をする者及び引継を受ける者」を「前任者及び後任者」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、電子計算機を使用して作成する帳簿について は、この限りでない。

第16条を次のように改める。

(引継ぎ後の報告)

第16条 前2条の規定により引継ぎを終えた場合は、後任者は、引継報告書(別記第2号様式)を作成し、出納員の事務の引継ぎを受けた後任者にあっては会計管理者に、その他の会計職員の事務の引継ぎを受けた後任者にあっては主管の出納員に速やかに提出して、報告しなければ

ならない。 第17条の見出し中「引継」を「引継ぎ」に改め、同条第1項中「事務の引継」を「事務の引継ぎ」に、「引継目録及び引継計算書」を「事務引継書及び引継報告書」に、「引継を」を「引継ぎを」に改める。 別記第1号様式及び別記第2号様式を次のように改める。	

別記第1号様式(第15条関係)

(表)

事務引継書

(帳簿書			年	月	日現在	
	書 類 名	数量		備	考	
	歳入整理表	₩	電算出	力帳票		
	現金出納簿	₩				
歳	つり銭用資金保管簿	₩				
////	現金収納システム領収証書(公印押的済みのもの)	枚				
-	現金収納システム領収証書使用簿	₩				
入	領収証書帳	₩				
	領収証書帳受払簿	₩				
	その他収納関係帳簿等	式				
歳	歳出整理表	₩	電算出	力帳票		
出	資金前渡整理簿	₩				
歳	歳入歳出外現金受払整理表	₩	電算出	力帳票		
入歳	歳入歳出外現金出納簿	₩	電算出	力帳票		
出	現金出納簿 (歳入歳出外現金)	₩				
外 現	受領証書帳	₩				
金	受領証書帳受払簿	₩				
保管有 価証券	有価証券出納簿	₩				
物	物品出納簿	₩				
日	公印	式	出納員印	個	収納員印 個]

備考 歳入の部その他収納関係帳簿等の項備考の欄には、領収証書の交付を要しない歳入金を 収納する際に登記すべき帳簿(発券類整理簿、図録等販売整理簿、受験者受付簿、受講者 受付簿等)のうち、引継ぎを行った帳簿を記入すること。 (裏)

	/++	i i
	備考	,
年	月	日現在
		備考
円		
円		
円		
円		
円		
円		
円		
円		
円		
r.f	<i>F</i>	
氏	名	i
	円 円 円 円 円	円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 円 氏 4

備考 空欄部分については、適宜追加して使用すること。

別記第2号様式(第16条関係)

引継報告書

のため、 年 月 日引継ぎを終えましたので この度、 報告します。

年 月 日

会計管理者 様

(出納員)

所属名

職名氏名の

備考 この報告書には、事務引継書(別記第1号様式)の写しを添付すること。

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第15号

違法駐車車両を移動した場合の負担金の額を定める規則 の一部を改正する規則を次のように定める。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

違法駐車車両を移動した場合の負担金の額を定める 規則の一部を改正する規則

違法駐車車両を移動した場合の負担金の額を定める規則 (昭和59年和歌山県規則第64号)の一部を次のように改正 する。

本則中「1万円」を「14,000円」に改める。

附則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

公安委員会規則

和歌山県公安委員会規則第2号

ように定める。

平成22年3月19日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則

和歌山県警察本部組織規則(昭和29年和歌山県公安委員 | 和歌山県公安委員会規則第3号 会規則第3号)の一部を次のように改正する。

第11条第1号中「OA化による業務の合理化及び効率化」を 「情報技術による情報の管理に関する企画及び指導」に改 め、同条第3号中「資料伝送」を「情報技術支援室の運用」 に改め、同条中第4号及び第5号を削り、第6号を第4号とす

第11条の5を第11条の6とし、第11条の2から第11条の4ま でを1条ずつ繰り下げ、第11条の次に次の1条を加える。 第11条の2 情報管理課に、情報技術支援室を附置する。

- 2 情報技術支援室においては、次の事務をつかさどる。
- (1)情報技術による業務の効率化の支援に関すること。
- (2)情報技術に関する企画、開発及び運用に関すること。
- (3) 犯罪統計を除く警察統計に関すること。

第13条第6号中「家出人」を「行方不明者」に改め、同条 中第12号を削り、第13号を第12号とし、同条第14号中「ス 和歌山県告示第246号 トーカー対策室 | を「子ども女性安全対策室 | に改め、同 号を同条第13号とし、同条中第15号を第14号とする。

第14条第1項中「ストーカー対策室」を「子ども女性安全 対策室」に改め、同条第2項中「ストーカー対策室」を「子 ども女性安全対策室」に改め、第6号を第7号とし、第1号か ら第5号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1 和歌山県告示第247号 号を加える。

(1) 子ども及び女性を対象とする性犯罪等の前兆事案に 係る検挙、指導警告等に関すること。

第46条第1項中「ことができる」を削り、同条第2項中 「には」を「は、次に掲げる部に置き」に改め、同項に次 の各号を加える。

- (1) 警務部
- (2) 生活安全部
- (3) 刑事部
- (4) 交通部
- (5) 警備部

第46条第3項中「特命事項を処理する」を「各部及び各 警察署間の業務の調整を図り、指揮指導を行うして改める。 第50条の次に次の1条を加える。

第50条の2 課等に附置する室に室長を、隊に隊長を、セ ンターにセンター長を、試験場に場長を置く。ただし、 交通反則通告センターには、通告官を置く。

- 2 室長、隊長、センター長、場長及び通告官(以下「室 長等」という。)には、警視若しくは警部の階級にある 警察官又はこれに相当する職員をもって充てる。
- 和歌山県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次の | 3 室長等は、上司の命を受け、室、隊、センター及び試 験場の所掌事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則を次の ように定める。

平成22年3月19日

和歌山県公安委員会委員長 大 岡 淳 人 和歌山県警察職員定員規則の一部を改正する規則 和歌山県警察職員定員規則(平成4年和歌山県公安委員

第2条第1項中「713人」を「706人」に、「949人」を「942 人 | に、 $\lceil 1,431$ 人 | を $\lceil 1,438$ 人 | に、 $\lceil 1,520$ 人 | を

附則

「1,527人」に改める。

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

会規則第5号)の一部を次のように改正する。

告 示

和歌山県報販売規程(平成15年和歌山県告示第116号) は、平成22年3月31日限り、廃止する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県紀の川市後田における地籍調査の成果は、国土

和歌山県報 第 2143 号

平成22年3月19日(金曜日)

調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、 国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により 公告する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県紀の川市
- 2 調査を行った時期 平成20年6月21日から平成21年11月16日まで
- 3 成果の名称 和歌山県紀の川市後田の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域 和歌山県紀の川市後田
- 5 認証年月日 平成22年3月11日

和歌山県告示第248号

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県岩出市
- 2 調査を行った時期平成16年5月14日から平成20年3月4日まで
- 4 調査を行った地域 和歌山県岩出市山崎・清水の一部地区
- 5 認証年月日 平成22年3月11日

和歌山県告示第249号

和歌山県海南市野尻・孟子の各一部地区における地籍調 3 成果の名称 査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第 2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条 4 調査を行った第4項の規定により公告する。 和歌山県海

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期 平成20年4月23日から平成21年10月5日まで
- 3 成果の名称

和歌山県海南市野尻・孟子の各一部地区の地籍図及び 地籍簿

- 4 調査を行った地域 和歌山県海南市野尻・孟子の各一部地区
- 5 認証年月日平成22年3月11日

和歌山県告示第250号

和歌山県海南市船尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期 平成20年4月23日から平成21年10月9日まで
- 3 成果の名称和歌山県海南市船尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域 和歌山県海南市船尾の一部地区
- 5 認証年月日 平成22年3月11日

和歌山県告示第251号

和歌山県海南市船尾の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したので同条第4項の規定により公告する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 調査を行った者の名称
 和歌山県海南市
- 2 調査を行った時期平成20年4月23日から平成21年10月20日まで
- 3 成果の名称 和歌山県海南市船尾の一部地区の地籍図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域 和歌山県海南市船尾の一部地区
- 5 認証年月日平成22年3月11日

和歌山県告示第252号

和歌山県日高郡由良町大字大引の一部地区における地籍 調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19 条第2項の規定により、国土調査の成果として認証したの で同条第4項の規定により公告する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県日高郡由良町
- 2 調査を行った時期 平成20年4月15日から平成21年10月2日まで
- 3 成果の名称 和歌山県日高郡由良町大字大引の一部地区の地籍図及び

地籍簿 4 調査を行った地域 和歌山県日高郡由良町大字大引の一部地区

5 認証年月日

平成22年3月11日

和歌山県告示第253号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満の一部地区におけ る地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した 5 指定地域 岩出市、紀の川市 ので同条第4項の規定により公告する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期 平成19年5月7日から平成21年3月26日まで
- 3 成果の名称 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満の一部地区の地籍 図及び地籍簿
- 4 調査を行った地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字天満の一部地区
- 5 認証年月日 平成22年3月11日

和歌山県告示第254号

和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河の一部地区におけ る地籍調査の成果は、国土調査法(昭和26年法律第180号) 第19条第2項の規定により、国土調査の成果として認証した ので同条第4項の規定により公告する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 調査を行った者の名称 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町
- 2 調査を行った時期 平成19年5月7日から平成21年3月26日まで
- 3 成果の名称 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河の一部地区の地籍

図及び地籍簿

- 4 調査を行った地域 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字二河の一部地区
- 5 認証年月日 平成22年3月11日

和歌山県告示第255号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123 号)第33条の規定に基づき、同法第34条に規定する業務を 行う者を次のとおり指定した。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 名称 社会福祉法人きのかわ福祉会
- 2 住所 和歌山県岩出市根来1557番地
- 3 事務所の名称 岩出紀の川障害者就業・生活支援セン ターフロンティア
- 4 事務所の所在地 和歌山県岩出市宮71-1 パストラル ビル1階
- 6 指定年月日 平成22年3月8日

和歌山県告示第256号

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第5条第1項 の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜に ついて監視伝染病に関する家畜防疫員の検査を受けるべき 旨を命ずるので、同条第2項の規定により次のとおり告示

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 実施の目的
- (1) 腐そ病の発生予防のため
- (2) 伝達性海綿状脳症の発生状況及び動向を把握するた
- (3) 高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため
- (4) 家きんサルモネラ感染症の発生予防のため
- (5) 馬伝染性貧血の発生予防のため
- (6) 牛流行熱の発生予察のため
- (7) イバラキ病の発生予察のため
- (8) アカバネ病の発生予察のため
- (9) アイノウイルス感染症の発生予察のため
- (10)チュウザン病の発生予察のため
- 2 実施する区域
- (1) 腐そ病検査 県内全域
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 県内全域
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 県内全域
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 紀美野町、有田川町
- (5) 馬伝染性貧血検査 家畜保健衛生所長が適切である

と認めた区域

- (6) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認め
- (7) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認
- (8) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認
- (9) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切 であると認めた区域
- (10) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切である と認めた区域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
- (1) 腐そ病検査 みつばち
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 牛海綿状脳症特別措置法(平 (4) 家きんサルモネラ感染症検査 血清反応(平板急速 成14年法律第70号)第6条第1項に基づく届出の対象とな る牛の死体(同条第2項ただし書に該当する場合を除 く。) 及び月齢又は推定月齢が満12月以上で死亡しため ん羊又は山羊の死体
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 家きん
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 鶏(種鶏について、お (8) アカバネ病検査臨床検査 及び血清学的検査 おむね飼養羽数の10%、最小100羽)
- (5) 馬伝染性貧血検査 馬
- (6) 牛流行熱検査 家畜保健衛生所長が適切であると認め
- (7) イバラキ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認 和歌山県告示第257号 めた生
- (9) アイノウイルス感染症検査 家畜保健衛生所長が適切 であると認めた牛
- (10) チュウザン病検査 家畜保健衛生所長が適切である と認めた牛
- 4 実施の期日
- (1) 腐そ病検査 平成22年4月1日から平成23年3月31日ま
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 平成22年4月1日から平成22年 3月31日まで
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 平成22年4月1日から 平成23年3月31日まで
- (4) 家きんサルモネラ感染症検査 平成22年4月1日から平 成23年1月31日まで
- (5) 馬伝染性貧血検査 平成22年4月1日から平成23年3月31 2 実施する区域
- (6) 牛流行熱検査 原則として平成22年6月下旬、8月中旬、 9月下旬及び11月中旬
- (7) イバラキ病検査 原則として平成22年6月下旬、8月中 (4) アカバネ病予防注射 県内全域 旬、9月下旬及び11月中旬

- (8) アカバネ病検査 原則として平成22年6月下旬、8月 中旬、9月下旬及び11月中旬
- (9) アイノウイルス感染症検査 原則として平成22年6月 下旬、8月中旬、9月下旬及び11月中旬
- (10) チュウザン病検査 原則として平成22年6月下旬、8 月中旬、9月下旬及び11月中旬
- 5 検査の方法
- (1) 腐そ病検査 臨床検査及び細菌検査
- (2) 伝達性海綿状脳症検査 家畜伝染病予防法施行規則 (昭和26年農林省令第35号)第9条第2項に規定する方
- (3) 高病原性鳥インフルエンザ検査 血清抗体検査(寒 天ゲル内沈降反応) その他必要な検査
- 凝集反応)
- (5) 馬伝染性貧血検査 家畜伝染病予防法施行規則第9条 第2項に規定する方法
 - (6) 牛流行熱検査臨床検査 及び血清学的検査
 - (7) イバラキ病検査臨床検査 及び血清学的検査
- (9) アイノウイルス感染症検査 臨床検査及び血清学的
- (10) チュウザン病検査 臨床検査及び血清学的検査

家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第6条第1項 (8) アカバネ病検査 家畜保健衛生所長が適切であると認 の規定に基づき家畜の所有者に対し、その所有する家畜に ついて監視伝染病に関する家畜防疫員の注射を受けるべき 旨を命ずるので、同条第2項において準用する同法第5条第 2項の規定により次のとおり告示する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 実施の目的
- (1) 牛伝染性鼻気管炎の発生予防のため
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病の発生予防のため
- (3) イバラキ病の発生予防のため
- (4) アカバネ病の発生予防のため
- (5) チュウザン病の発生予防のため
- (6) アイノウイルス感染症の発生予防のため
- (7) 豚丹毒の発生予防のため
- (8) 流行性脳炎の発生予防のため
- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 県内全域
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 県内全域
- (3) イバラキ病予防注射 県内全域
- (5) チュウザン病予防注射 県内全域

平成22年3月19日(金曜日)

- (6) アイノウイルス感染症予防注射 県内全域
- (7) 豚丹毒予防注射 県内全域
- (8) 流行性脳炎予防注射 県内全域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛
- (3) イバラキ病予防注射 牛
- (4) アカバネ病予防注射 牛
- (5) チュウザン病予防注射 牛
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 牛
- (7) 豚丹毒予防注射 豚
- (8) 流行性脳炎予防注射 豚(繁殖豚に限る。)
- 4 実施の期日

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで

- 5 注射の方法
- (1) 牛伝染性鼻気管炎予防注射 牛伝染性鼻気管炎等予防 2 指定の目的 水源のかん養 液を筋肉内に注射する。
- (2) 牛ウイルス性下痢・粘膜病予防注射 牛ウイルス性下 痢・粘膜病等予防液を筋肉内に注射する。
- (3) イバラキ病予防注射 イバラキ病予防液を皮下に注射
- (4) アカバネ病予防注射 アカバネ病等予防液を筋肉内に 注射する。
- (5) チュウザン病予防注射 チュウザン病等予防液を筋肉 内に注射する。
- (6) アイノウイルス感染症予防注射 アイノウイルス感染 症等予防液を筋肉内に注射する。
- (7) 豚丹毒予防注射 豚丹毒予防液を皮下に注射する。
- (8) 流行性脳炎予防注射 次の区分により豚流行性脳炎予 防液を皮下に注射する。
 - ア 経産豚 1回
 - イ 未経産豚 3週間から4週間までの間隔で2回

和歌山県告示第258号

年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字下湯川 字柿硲1026の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。 字柿硲1026の1(次の図に示す部分に限る。)
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め

る標準伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図 | 及び「次のとおり」は、省略し、その図面 及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第259号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26 年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 有田郡有田川町大字三田 字前山387から390まで
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面 及び関係書類を和歌山県庁及び有田振興局並びに有田川町 役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第260号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26 年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡古座川町宇筒井 字奥山254
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該 立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で 定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。
 - (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面

及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに古座川 年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。 町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第261号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26 年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 東牟婁郡那智勝浦町大字樫 原字小森1455、1456
- 2 指定の目的 水源のかん養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立 木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定め る標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面 及び関係書類を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに那智勝 浦町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基 づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 野上清水線

区間	新旧の別	敷地の 幅 員 メートル	延 長メートル	備考
有田郡有田川町大 字楠本字北野2033 番2地先から同町 大字楠本字北野 2026番2地先まで	IΗ	3.30	120.00	
同上	新	7.60	120.00	

和歌山県告示第263号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の目から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 野上清水線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字楠本字北野2033番 2地先から同町大字楠本字北野2026番2番 地先まで

供用開始の期日 平成22年3月19日

和歌山県告示第264号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基 づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 境川金屋線

区間	新旧の別	敷地の 幅 員 メートル	延 長メートル	備考
有田郡有田川町大 字日物川字宮垣518 番3地先から同町 大字日物川字宮垣 512番1地先まで	旧	3.00	95.00	
同上	新	6.45	95.00	

和歌山県告示第265号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27 年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の目から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 境川金屋線

供用開始の区間 有田郡有田川町大字日物川字宮垣518 番3地先から同町大字日物川字宮垣512番

1番地先まで

供用開始の期日 平成22年3月19日

和歌山県告示第266号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基

づき、道路の区域を次のように変更したので告示する。

この関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の日から30日間一般の縦覧に供する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 静川請川線

区間	新旧の別	敷地の 幅 員 メートル	延 長メートル	備考
田辺市本宮町上大 野字小井平207番1 地先から同市本宮 町上大野字小井平 681番1地先まで	Ш	4.00	381.20	
同上	П	12.10	394.60	
同上	新	12.10	394.60	

和歌山県告示第267号

次のように道路の供用を開始するので、道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、和歌山県県土整備部道路局道路保全課 において告示の日から30日間一般の縦管に供する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

路線名 静川請川線

供用開始の区間 田辺市本宮町上大野字小井平207番1地 先から同市本宮町上大野字小井平681番1 地先まで

供用開始の期日 平成22年3月19日

和歌山県告示第268号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂 災害警戒区域として指定する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 西牟婁郡すさみ町周参見、すさみ町江住及びすさみ町太間 川地区

1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流及び急傾斜地の崩壊

2 土砂災害警戒区域の名称

小洎川右支渓(7-406-1-001-1)、小洎川(7-406-1-001 -2)、中之谷川(7-406-1-002)、清水谷川(7-406-1-00 3)、太間川右支渓(7-406-1-004)、太間川右支渓(7-4 06-1-006)、朝来谷川右支渓(7-406-1-011)、小泊川右 支渓 (7-406-1-012)、広瀬谷 (7-406-1-016)、溝ヶ谷 (7-406-2-001)、鍛冶屋谷川(7-406-2-002)、太間川 右支渓(7-406-2-003)、入谷(7-406-2-004)、太間川 右支渓(7-406-2-005)、周参見川右支渓(7-406-2-01 6) 、周参見川右支渓 (7-406-2-017) 、市原谷 (7-406-2 -018) 、周参見川左支渓 (7-406-2-029) 、上ミ山谷川右 支渓(7-406-3-001)、上ミ山谷川(7-406-3-002-1)、 上ミ山谷川左支渓(7-406-3-002-2)、周参見川右支渓 (7-406-4-001)、釜ヶ谷(7-406-4-002)、江住川右支 渓(7-406-1-040)、江住川右支渓(7-406-1-041)、右 支渓 (7-406-1-042)、江住川左支渓 (7-406-1-043)、 小河谷(7-406-1-044)、本川(7-406-1-045)、江住川 左支渓 (7-406-1-046)、江住川右支渓 (7-406-2-059-1)、江住川右支渓(7-406-2-059-2)、江住川左支渓(7 -406-2-060)、伝六谷(7-406-1-007)、宇戸谷(7-406-1-008)、滝谷(7-406-2-009)、太間川右支渓(7-406-2 -006)、太間川右支渓(7-406-2-007-1)、太間川右支渓 (7-406-2-007-2)、太間川右支渓(7-406-2-008)、逸 崎谷(7-406-2-010)、白木谷(7-406-1-020)、藤原谷 (7-406-1-021-1)、藤原谷(7-406-1-021-2)、藤原谷 (7-406-1-021-3)、藤原谷(7-406-1-021-4)、津々馬 谷(7-406-1-022)、周参見川左支渓(7-406-1-023)、 観音谷(7-406-1-024)、周参見川左支渓(7-406-1-02 5) 、太間川左支渓 (7-406-2-013) 、大来帰谷 (7-406-2 -038) 、周参見川左支渓(7-406-2-039) 、周参見川左支 渓 (7-406-2-040)、鯨谷川 (7-406-3-004-1)、鯨谷川 (7-406-3-004-2)、鯨谷川(7-406-3-004-3)、大串谷 川 (7-406-3-005-1)、大串谷川 (7-406-3-005-2)、大 串谷川(7-406-3-005-3)、大串谷川(7-406-3-005-4)、 太間川左支渓 (7-406-1-009)、太間川左支渓 (7-406-1-010)、沼田谷川右支渓(7-406-1-013)、原谷(7-406-1 -014) 、周参見川左支渓 (7-406-1-015) 、古々谷川見老 津郷谷(7-406-1-019)、太間川左支渓(7-406-2-012)、 蛇原谷(7-406-2-014)、周参見川左支渓(7-406-2-03 0)、周参見川左支渓(7-406-2-031)、周参見川左支渓 (7-406-2-032)、周参見川左支渓(7-406-2-033)、周 参見川左支渓 (7-406-2-034)、周参見川左支渓 (7-406-2-035) 、周参見川左支渓(7-406-2-036) 、周参見川左 支渓(7-406-2-037)、周参見(11)(I-4506)、周参 見(201)(Ⅱ-7064)、周参見(202)(Ⅱ-7065)、周 参見(203)(Ⅱ-7066)、周参見(204)(Ⅱ-7067)、 周参見(212)(Ⅱ-7090)、周参見(213)(Ⅱ-7091)、

周参見(214)(Ⅱ-7092)、周参見(215)(Ⅱ-7093)、 周参見(216)(Ⅱ-7094)、周参見(231)(Ⅱ-7183)、 周参見(236)(Ⅱ-7198)、太間川(312)(Ⅲ-4034)、 太間川(313)(Ⅲ-4035)、太間川(314)(Ⅲ-4036)、 周参見(302)(Ⅲ-4041)、周参見(303)(Ⅲ-4042)、 周参見(318)(Ⅲ-4058)、周参見(319)(Ⅲ-4059)、 周参見(320)(Ⅲ-4060)、周参見(321)(Ⅲ-4061)、 周参見(322)(Ⅲ-4062)、周参見(323)(Ⅲ-4063)、 周参見(324)(Ⅲ-4064)、周参見(325)(Ⅲ-4065)、 周参見(326)(Ⅲ-4066)、周参見(417)(N-7017)、 周参見(418)(№-7018)、周参見(419)(№-7019)、 周参見(420)(№-7020)、周参見(421)(№-7021)、 周参見(422)(№-7022)、周参見(423)(№-7023)、 周参見(424)(№-7024)、周参見(438)(№-7038)、 周参見(439)(№-7039)、周参見(440)(№-7040)、 周参見(441)(N-7041)、江住尾花ウイ(I-1690)、 江住(I-1693)、江住·浜地(I-1694)、江住寺前(I -1695)、寺前(I-1696)、浜地(I-2335)、江住(5) (Ⅰ-4516)、江住(202)(Ⅱ-7156)、江住(203)(Ⅱ -7157)、江住(204)(Ⅱ-7158)、江住(209)(Ⅱ-716 7)、江住(210)(Ⅱ-7168)、江住(211)(Ⅱ-7169)、 江住(15)(Ⅱ-7170)、江住(215)(Ⅱ-7190)、江住 (425) (N-7025)、江住(426) (N-7026)、江住(42 7) (N-7027)、江住(428) (N-7028)、江住(429) (N-7029)、江住(430)(N-7030)、江住(431)(N -7031)、江住(432)(N-7032)、太間川(2)(I-451 0)、太間川(201)(Ⅱ-7002)、太間川(202)(Ⅱ-700 3)、太間川(203)(Ⅱ-7004)、太間川(204)(Ⅱ-700 5)、太間川(205)(Ⅱ-7006)、太間川(220)(Ⅱ-700 7)、太間川(219)(Ⅱ-7192)、太間川(301)(Ⅲ-400 1)、太間川(302)(Ⅲ-4002)、太間川(303)(Ⅲ-400 3)、太間川(304)(Ⅲ-4004)、太間川(306)(Ⅲ-400 6)、太間川(307)(Ⅲ-4007)、太間川(433)(№-703 3)、太間川(434)(N-7034)、太間川(435)(N-703 5)、太間川(317)(Ⅲ-4039)、周参見(313)(Ⅲ-405 3)、周参見(314)(Ⅲ-4054)、周参見(315)(Ⅲ-405 5)、防己(308)(Ⅲ-4083)、周参見(327)(Ⅲ-411 8)、周参見(328)(Ⅲ-4119)、周参見(329)(Ⅲ-412 0)、周参見(330)(Ⅲ-4121)、周参見(223)(№-700 6)、周参見(407)(№-7007)、周参見(408)(№-700 8)、周参見(409)(№-7009)、周参見(410)(№-701 3 土砂災害警戒区域の表示 0)、小泊(1)(I-1649)、周参見(2)·小泊(1) (I-1650)、小泊(2)(I-1651)、小泊(3)(I-165|4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における 2)、周参見(3)·平松(I-1653)、石橋(I-1655)、 太間地(I-1656)、周参見(4)・太間地(I-1657)、 上掘切(I-1658)、掘切(I-1659)、周参見(5)(I-1660)、山崎·山崎(I-1661)、下地(I-1662)、周参

見(6)(I-1663)、掘地・周参見・周参見(I-1664)、 周参見(I-1666)、防地(I-1667)、周参見(8)(I -1668)、大来帰谷(I-1691)、周参見(12)(I-450 7)、周参見(13)(I-4508)、太間川(316)(I-403 8)、周参見(301)(Ⅲ-4040)、周参見(304)(Ⅲ-40 43)、周参見(305)(Ⅲ-4044)、周参見(306)(Ⅲ-4 046)、周参見(307)(Ⅲ-4047)、周参見(411)(№-7011)、周参見(412)(№-7012)、周参見(413)(№ -7013)、周参見(414)(№-7014)、周参見(415) (№-7015)、周参見(416)(№-7016)、周参見(20 7) (Ⅱ-7085)、周参見(208)(Ⅱ-7086)、周参見(2 09)(Ⅱ-7087)、周参見(217)(Ⅱ-7101)、周参見 (219) (Ⅱ-7103)、周参見(220)(Ⅱ-7104)、周参 見(221)(Ⅱ-7106)、周参見(222)(Ⅱ-7107)、周 参見(223)(Ⅱ-7108)、周参見(224)(Ⅱ-7109)、 太間川(206)(Ⅱ-7025)、太間川(207)(Ⅱ-7026)、 太間川(208)(Ⅱ-7027)、太間川(209)(Ⅱ-7028)、 太間川(210)(Ⅱ-7029)、太間川(211)(Ⅱ-7030)、 太間川 (212) (Ⅱ-7031)、太間川 (213) (Ⅱ-7032)、 太間川 (214) (Ⅱ-7033)、太間川 (215) (Ⅱ-7034)、 太間川(216)(Ⅱ-7035)、太間川(217)(Ⅱ-7036)、 太間川(218)(Ⅱ-7037)、太間川(308)(Ⅲ-4010)、 太間川(309)(Ⅲ-4011)、太間川(310)(Ⅲ-4012)、 太間川(311)(Ⅲ-4033)、太間川(436)(№-7036)、 太間川(437)(N-7037)、大関地(I-1669)、周参見 (9) (I-1670)、周参見(10)(I-1671)、立野西· 立野西(I-1673)、立野東·立野東(I-1674)、大島 南(1)·周参見(14)(I-2337)、原(I-4519)、周 参見(15)(Ⅱ-4520)、周参見(205)(Ⅱ-7068)、周 参見(206)(Ⅱ-7069)、周参見(210)(Ⅱ-7088)、 周参見(211)(Ⅱ-7089)、周参見(225)(Ⅱ-7177)、 周参見(226)(Ⅱ-7178)、周参見(227)(Ⅱ-7179)、 周参見(228)(Ⅱ-7180)、周参見(229)(Ⅱ-7181)、 周参見(230)(Ⅱ-7182)、周参見(232)(Ⅱ-7184)、 周参見(233)(Ⅱ-7185)、周参見(234)(Ⅱ-7187)、 周参見(235)(Ⅱ-7197)、太間川(315)(Ⅲ-4037)、 周参見(309)(Ⅲ-4049)、周参見(310)(Ⅲ-4050)、 周参見(311)(Ⅲ-4051)、周参見(401)(№-7001)、 周参見(402)(N-7002)、周参見(403)(N-7003)、 周参見(404)(N-7004)、周参見(405)(N-7005) 次の図のとおり 土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年 政令第84号)で定める事項 次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部

河川・下水道局砂防課及び東牟婁振興局串本建設部並びに すさみ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第269号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に 関する法律(平成12年法律第57号。以下「法」という。) 第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂 災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸 伊都郡かつらぎ町新城、かつらぎ町花園梁瀬、かつらぎ町 花園中南、かつらぎ町花園新子、かつらぎ町花園久木、か つらぎ町花園北寺及びかつらぎ町花園池ノ窪地区

- 1 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流及び急傾斜地の崩壊
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の名称

谷ノ瀬川(3-345-1-001)、有中谷川右支渓(3-345-1-0 02)、有中谷川右支溪(3-345-1-003)、有田川左支溪(3 -345-1-004)、有田川左支渓(3-345-1-005)、風呂ノ谷 川 (3-345-1-006)、すみや谷川 (3-345-2-001)、臼谷川 左支渓(3-345-2-002)、大硲谷川(3-345-2-003-1)、大 俗谷川(3-345-2-003-2)、有中谷川右支渓(3-345-2-00 4) 、有中谷川右支渓(3-345-2-005)、有中谷川左支渓 (3-345-2-006)、井谷川(3-345-2-007)、谷ノ瀬川右支 渓(3-345-2-008)、貴志川右支渓(3-341-1-069)、貴志 川右支渓(3-341-2-096)、貴志川右支渓(3-341-2-097)、 西の谷川(3-341-2-098)、貴志川右支渓(3-341-2-099)、 貴志川右支渓(3-341-2-100)、貴志川右支渓(3-341-2-1 01) 、貴志川右支渓(3-341-2-102)、貴志川左支渓(3-3 41-2-103)、貴志川左支渓(3-341-2-104)、貴志川左支 溪(3-341-2-105)、貴志川左支溪(3-341-2-106)、貴志 川左支渓(3-341-2-107)、貴志川左支渓(3-341-2-108)、 貴志川左支渓(3-341-2-109)、貴志川左支渓(3-341-2-1 10) 、貴志川左支渓(3-341-2-111)、貴志川左支渓(3-3 41-2-112) 、貴志川左支渓(3-341-2-113)、貴志川左支 渓(3-341-2-114)、湯子川右支渓(3-341-2-115)、新城 18 (I-98)、新城19 (I-99)、新城1 (I-3102)、新城 2(Ⅱ-782)、新城3(Ⅱ-783)、新城4(Ⅱ-784)、新城5 (Ⅱ-785)、新城6(Ⅱ-786)、新城7(Ⅱ-787)、新城8 (Ⅱ-788)、新城上新城1(Ⅱ-789)、新城上新城2(Ⅱ-7 和歌山県告示第270号 90)、新城上新城3(Ⅱ-791)、新城上新城4(Ⅱ-792)、 新城中新城1(Ⅱ-793)、新城中新城2(Ⅱ-794)、新城中 新城3(Ⅱ-795)、新城中新城4(Ⅱ-796)、新城中新城5 (Ⅱ-797)、新城9(Ⅱ-798)、新城10(Ⅱ-799)、新城1 1(Ⅱ-800)、新城12(Ⅱ-801)、新城13(Ⅱ-802)、新 城下新城1(Ⅱ-803)、新城14(Ⅱ-804)、新城15(Ⅱ-80 5)、新城16(Ⅱ-806)、新城17(Ⅱ-807)、新城24(Ⅱ-

10001)、新城28(Ⅱ-10002)、新城20(Ⅲ-10001)、新 城21 (Ⅱ -10002) 、新城22 (Ⅱ -10003) 、新城23 (Ⅱ -10 004)、新城25(Ⅱ-10005)、新城26(Ⅱ-10006)、新城 27(Ⅱ-10007)、湯屋谷(Ⅰ-91)、敷地(Ⅰ-92)、鳥 居渡・鳥居渡2(I-93)、ヘビ岩(I-2218)、梁瀬有中 1 (I-3245)、梁瀬臼谷1 (I-3246)、梁瀬中越1 (I-3 247)、梁瀬中越3(I-3248)、梁瀬中越13(I-3249)、 梁瀬中越4(I-3250)、梁瀬有中2(I-1273)、梁瀬有 中3(Ⅱ-1274)、梁瀬有中4(Ⅱ-1275)、梁瀬有中5(Ⅱ -1276)、梁瀬有中6(Ⅱ-1277)、梁瀬有中7(Ⅱ-1278)、 梁瀬臼谷2(Ⅱ-1279)、梁瀬臼谷3(Ⅱ-1280)、梁瀬臼 谷4(Ⅱ-1281)、梁瀬臼谷5(Ⅱ-1282)、梁瀬臼谷6(Ⅱ -1283)、梁瀬臼谷7(Ⅱ-1284)、梁瀬古向1(Ⅱ-1288)、 梁瀬古向2(Ⅱ-1289)、梁瀬峯手1(Ⅱ-1290)、梁瀬中 越11(Ⅱ-1291)、梁瀬峯手2(Ⅱ-1292)、梁瀬峯手3 (Ⅱ-1293)、梁瀬中越2(Ⅱ-1294)、中越1(Ⅱ-1295)、 梁瀬中越14(Ⅱ-1296)、中越2(Ⅱ-1297)、中越3(Ⅱ-1298)、梁瀬中越7(Ⅱ-1299)、梁瀬中越9(Ⅱ-1301)、 梁瀬中越10(Ⅱ-1302)、梁瀬敷地1(Ⅱ-1313)、梁瀬敷 地2(Ⅱ-1314)、梁瀬滝谷1(Ⅱ-1315)、梁瀬滝谷2(Ⅱ -1316)、中南3 (I-88)、中南1 (I-1311)、中南2 (Ⅱ-1312)、新子(Ⅱ-90)、久木(Ⅱ-2216)、北寺6 (I-2217)、北寺1(I-3251)、北寺2(I-3252)、新 子堂原1(I-3253)、新子金剛寺1(I-3254)、新子金 剛寺2(Ⅱ-3255)、久木1(Ⅱ-1285)、久木2(Ⅱ-128 6)、北寺4(Ⅱ-1303)、北寺5(Ⅱ-1304)、北寺3(Ⅱ-1305)、池ノ窪1(Ⅱ-1306)、北寺南垣内1(Ⅱ-1307)、 北寺南垣内2(Ⅱ-1308)、新子堂原2(Ⅱ-1309)、新子 金剛寺3(Ⅱ-1310)

- 3 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- 4 法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における 土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令(平成13年 政令第84号)で定める事項

次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を和歌山県県土整備部 河川・下水道局砂防課及び伊都振興局建設部並びにかつら ぎ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号 の規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定		申請者	指定	道	路
番号	指定位置	住 所 氏 名	指 年月日	幅員	延 長
		Д 4		メートル	メートル

3000	有田郡湯浅町 大字栖原字丸 山964番の一 部、965番の 一部、966番4 の一部	町大字庄713 番地の1		4.58 \(\) 4.60 4.20	10.57 24.43	
------	---	-----------------	--	-------------------------	----------------	--

和歌山県告示第271号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の 規定による道路の位置を次のとおり指定した。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

110.44		申請者	1100 144	道	路
指定 番号	指定位置	住 所	指 定 年月日	幅員	延 長
		氏 名		メートル	メートル
3077	岩出市水栖字 小阪89番8の 一部	岩出市清水36 4番地4 有限会社サカ エ土地建物 取締役 上田 栄司	22.3.10	5.00	25.35

和歌山県告示第272号

平成21年度教育ネットワーク校務用コンピュータ基盤の購入について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 落札に係る調達物品の名称及び数量 教育ネットワーク校務用コンピュータ基盤 1式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地和歌山県出納局総務事務集中課和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 落札者を決定した日 平成22年1月6日
- 4 落札者の氏名及び住所 富士電機 I Tソリューション株式会社和歌山営業所 和歌山市美園町4-36
- 5 落札金額50,400,000円(うち消費税及び地方消費税の額2,400,000円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
 - 一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日平成21年12月18日

訓令

和歌山県訓令第3号

農林水産部

漁業取締船員服務規程の一部を改正する訓令を次のよう に定める。

平成22年3月19日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

漁業取締船員服務規程の一部を改正する訓令

漁業取締船員服務規程(昭和38年和歌山県訓令第5号) の一部を次のように改正する。

第4条中「取締り業務」を「取締業務」に改める。 第5条中「取締り報告書」を「取締報告書」に改める。 第6条の表くろしお二世の項を削り、同表新はやぶさの 項中「田辺漁港」を「和歌山下津港」に改める。

別記様式中「昭和」を削る。

附則

この訓令は、平成22年4月1日から施行する。

監査公表

和歌山県監査公表第4号

平成21年10月28日付け監査報告第10号の監査結果に基づき、知事から措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定により、次のとおり公表する。

平成22年3月19日

和歌山県監査委員 楠 本 隆 和歌山県監査委員 足 立 聖 子 和歌山県監査委員 須 川 倍 行和歌山県監査委員 角 田 秀 樹

- 1 和歌山県立こころの医療センター事業会計
- (1) 監查実施年月日 平成21年7月30日
- (2)監査の結果医業収益の過年度未収金については、平成20年度末で2,852万円となり、前年度に比し、約41万円の減少となっているが、今後も、新規の未収金発生防止を図るとともに、一層の未収金整理に努められたい。
- (3) 監査の結果に基づき講じた措置医業収益の過年度未収金については、未納者本人又はその家族の来院時の面接、電話、直接訪問等、あらゆる機会を捉えての納付指導を継続して行っているところであり、経済的困窮により一括納付が困難な未納者に対しては、分納などの措置を講じることにより、未収金の回収に努めている。

また、入院時、患者本人及びその家族等に対して、 高額療養費制度及び各種公費負担制度の教示及び活用 の勧奨を進めるとともに、退院時の未精算者に対しては 納付誓約書を徴するなど、未収金対策マニュアルを活用 し、新規未収金の発生防止に努めているところである。

- 2 和歌山県土地造成事業会計
- (1) 監査実施年月日 平成21年7月30日
- (2) 監査の結果
 - ア 保有土地の販売については、雑賀崎地区で2件11,173 ㎡の売却を行い、努力されているが、依然、未処分地が552,298㎡残っているので、今後とも、土地処分について努力をされたい。
 - イ 支出票の支出相手方名(会社社長名)と請求書の請求者名(会社部長名)が、異なっていた(会社名は同じである。)ので適正に処理されたい。
- (3) 監査の結果に基づき講じた措置
 - ア 関係部局との連携や企業誘致奨励金制度の活用等を 図ることにより、土地の早期処分に努めている。さら に事業用定期借地権制度の活用により、西浜地区で2 件26,805㎡を新たに賃貸し、土地の有効活用にも努め ている。今後も、一層関係諸機関との連携を図り、土 地の処分に努めていく。
 - イ 今後は、御指導のとおり適正に処理するように努めていく。